議案第25号

- 12月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の
- 1及び3分の1の数について

12月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は次のとおりである。

令和6年12月2日提出

清須市選挙管理委員会 委員長 増 田 温 美

1 選挙人名簿登録者数の50分の1 1,109人

2 選挙人名簿登録者数の6分の1 9,242人

3 選挙人名簿登録者数の3分の1 18,483人

【提案理由】

12月定時登録に係る選挙人名簿の登録に伴い、有権者署名による請求権行使の必要数を定めておくものです。

- 1 選挙人名簿登録者数の50分の1
 - (1) 条例の制定又は改廃請求(地方自治法第74条第1項)
 - (2) 事務の監査請求(地方自治法第75条第1項)
 - (3) 合併協議会設置の請求(市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項)
- 2 選挙人名簿登録者数の6分の1
 - (1) 合併協議会設置協議の投票の請求(市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
- 3 選挙人名簿登録者数の3分の1
 - (1) 議会の解散請求(地方自治法第76条第1項)
 - (2) 議員の解職請求(地方自治法第80条第1項)
 - (3) 長の解職請求(地方自治法第81条第1項)
 - (4) 主要公務員の解職請求(地方自治法第86条第1項) (副市長、選挙管理委員会の委員、監査委員)
 - (5) 教育長又は教育委員の解職請求(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第8条第1項)